

西東京いこいの森公園パークセンターの使用に関する要領

第1 目的

この要領は、西東京いこいの森公園パークセンターのセミナールーム、セミナー広場及びホール展示コーナー(以下これらを「セミナールーム等」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 用途

セミナールーム等は、公園利用者等がおおむね次に掲げる目的で使用するすることができる。

- (1) 自然環境及び緑に関する学習会、講習会等を開催するとき。
- (2) 自然環境及び緑に関する情報の提供、推奨、普及を行うとき。
- (3) 公園利用者及び各種団体の会議、学習等に使用するとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用することを必要と認めるとき。

2 セミナールーム等の使用は、無料とする。

第3 使用申請

セミナールーム等を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、使用する日の属する月の2月前の初日から使用日の3日前までにセミナールーム等使用申請書に必要事項を記入し、みどり環境部みどり公園課長(以下「主管課長」という。)に提出するものとする。

第4 使用時間等

セミナールーム等が使用できる日は毎日とし(年末年始は除く)時間区分等は、次のとおりとする。ただし、主管課長が使用時間以外の使用を必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) セミナールーム及びセミナー広場

ア 午前9時から正午まで

イ 午後1時から午後5時まで

- (2) ホール展示コーナー

午前9時から午後5時まで(連続して使用できる期間は、7日を限度とする。)

第5 展示物等の管理

ホール展示コーナーにおける使用者の展示物等は、使用者の責任により管理しなければならない。

第6 使用制限

主管課長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、セミナールーム等の使用を制限することができる。

- (1) 公序良俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 専ら営利を目的とするものであるとき。
- (3) 特定の政党の利害に関する事業を行うとき。
- (4) 宗教上の組織又は宗教活動を援助するおそれ又は疑いがあるとき。

- (5) その他セミナールーム等の管理上支障があるとき。

第7 遵守事項

使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) セミナールーム等の使用が終了したときは、速やかに原状に回復すること。
- (2) セミナールーム等の使用について、使用者が持ち込む物品、備品等を事前に報告すること。
- (3) 使用者がセミナールーム等に損害を与えた場合は、使用者の責任により原状に回復すること。
- (4) セミナールームの使用に際しては、音響機器の使用や飲食をしないこと。
- (5) その他主管課長が管理上支障があると認めた行為をしないこと。

第8 委任

この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 29 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。